

平成17年分所得の申告相談が始まります

2月16日(木)～3月15日(水)

所得金額の多少に関わらず、確定申告をしなければ所得・課税証明書は交付されません。また、所得のない人についても、国民健康保険税の減免制度が受けられないだけでなく、福祉医療・教育・住宅等の各種申請のときに支障をきたします。必ず適正な申告をするようにしましょう。

確定申告が必要な人

一般の人の場合

農業・商業・工業・漁業など、事業を営んでいる人

公的年金、地代や家賃の収入、不動産や株式売却などの所得がある人

生命保険や損害保険の満期・解約等で一時金を受け取った人

給与所得者の場合

給与所得者のほとんどが、年末調整で所得税の清算をしているので、確定申告をする必要はありません。ただし、次の人は確定申告をしてください。

給与所得および退職所得以外の収入がある人

2か所以上から給与を受けている人

初めに住宅借入金(取得)特別控除の適用を受ける人

確定申告により税の還付を受けられる人

次の項目に該当する人は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されます。

源泉徴収された税金(退職者で年末調整をしていない人、配当所得のある人)や、予定納税で所得税を納め過ぎの人

給与所得者等で雑損控除、医療費控除、寄付金控除等の所得控除を受ける人

初めて住宅借入金(取得)特別控除の適用を受ける人

給与・公的年金所得者で確定申告をする人は、『源泉徴収票』が必要になります。各種の保険料払込証明書や領収書と合わせて、申告相談まで大切に保管しておきましょう。

申告相談に持ってくるもの

給与・退職所得や公的年金等の源泉徴収票、報酬等の支払調書(原本)。

収入内訳書

事業所得(営業等、農業、不動産)のある人は、収入内訳書が必要です。農業所得の申告方法は収支計算でのみ受け付けるようになります。既に帳簿などで収支計算した人は、市役所税務課および各支所総務課に「収入内訳書」を置いてありますので、申告相談までに記入を済ませておいてください。不動産の使用料等の支払調書、配当証明書、公的年金以外の年金の支払調書、保険満期・解約等の一時金の支払調書、不動産の譲り受

けの対価の支払調書など、それぞれの所得に対応した額の証明も添付する必要があります。

所得控除金額のわかるもの

生命保険料、損害保険料、個人年金保険料証明書、国民年金控除証明書

医療費の領収書

住宅借入金特別控除関係書類

医療費控除、住宅借入金控除を申請する人は、市役所税務課および各支所総務課に「控除の内訳書・計算明細書」を置いてありますので、申告を受けるまでに記入して関係書類をそろえておいてください。

申告をするうえで必要なもの

印鑑

所得税の還付を受ける人・納める人は、必ず本人の振替先金融機関の口座が分かるものを持参してください。また、納める人については、通帳の届出印鑑も忘れず持参してください。

プライバシー保護の観点から、原則として申告に来られた方のみの相談となりますが、ご家族の代理申告をする場合は、その人の申告に必要な資料(源泉徴収票など)を持参してください。

農家の皆さんへ

農業所得について、各自で通帳や帳簿、出荷先（農協・市場等）で調べた農産物ごとの収入金額、各科目ごとの経費金額により「収支計算書」を作成し、申告相談に持参してください。昨年中に購入した農業用機械の領収書等も合わせて持参してください。

農業用機械の経費（減価償却費）の計算が複雑なため、収支内訳書を作成させるのが困難な人は、分かる範囲まで記入して申告時に諸帳簿を持参してください。

申告相談会場について

三豊市発足にともない、下の表1の7か所が申告相談会場になります。住所がある町の申告相談会場で、申告をしてください。

なお、申告日程などについては、2月号の広報に同封してお知らせします。

税法改正による変更点について

平成17年度税法改正により、次のことが主な改正点になります。

高齢者（65歳以上の人）に対する控除および市県民税非課税制度について
 高齢者控除の廃止について

これまで、65歳以上で所得が1,000万円未満の人については、老年者控除として、所得税50万円、市

県民税48万円の所得控除がありましたが、17年分の所得申告より金額廃止されました。
 65歳以上の人に適用される

市県民税非課税制度について
 これまで65歳以上の人で、前年中の所得が125万円以下の人については、市県民税が非課税となっていました。平成18年度課税の市県民税より、125万円以下の人についても所得額に応じて課税されるようになります。

ただし、この改正には3年間の経過措置があり、平成17年1月1日までに65歳以上であり、かつ所得が125万円以下の人に限り、平成18年度の市県民税所得割の内3分の2を控除、平成19年度の市県民税所得割の3分の1を控除され、平成20年度の市県民税所得割でこの経過措置による控除がなくなります。

公的年金等控除額について

通常の所得の計算は、収入から必要経費を差し引くことで算出されますが、公的年金のように必要経費が明確でないものについては、計算により必要経費を算出するようになります。

この計算により算出した公的年金の必要経費を、公的年金等控除とい

います。

公的年金等控除は、65歳未満で最低でも70万円、65歳以上で最低でも140万円となっていました。今回の税制改正で、65歳以上の人の公的年金等控除の最低額が140万円から120万円に減額されました。

市県民税均等割について

18年度の市県民税では、同一区域内に生活する妻にも、均等割として4千円が課税されるようになります。
市県民税（個人住民税）の

定率減税について

平成18年度の市県民税より、その算出に用いられる定率減税が2分の1に縮減されました。

これまで、市県民税は所得から所得控除を差し引いた課税標準額と法定の税率にて所得割額を算出し、算出された所得割額から定率で15%（上限4万円）相当額が減税されています。しかし、今回の改正により、この定率減税が15%から7.5%（上限4万円から2万円）へ変更されました。
 なお、これに関連する改正が所得税においてもなされますが、対象となる所得は、18年1月以降の所得となりますので、所得税については今回の申告では、これまでどおりの定率減税が実施されます。



市役所税務課 62-1114・観音寺税務署 25-2193でも、申告についてのお問い合わせを受け付けています。

住所がある町	会場（受付時間：午前9時～午後4時）	問い合わせ （各支所総務課税務係）
高瀬町	高瀬支所 3階大会議室	73 - 3000
山本町	山本支所 2階小会議室	63 - 1000
三野町	三野町社会福祉センター 1階会議室	73 - 3111
豊中町	市役所 第3庁舎 （旧豊中町社会館内母子健康センター）	62 - 1000
詫間町	詫間福祉センター 第1会議室	83 - 3111
仁尾町	仁尾支所 2階会議室	82 - 5100
財田町	財田町公民館 中会議室	67 - 0100